

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年7月3日
【会社名】	新コスモス電機株式会社
【英訳名】	NEW COSMOS ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 良典
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区三津屋中2丁目5番4号
【電話番号】	(06)-6308-3112 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 岩本 広沢
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区三津屋中2丁目5番4号
【電話番号】	(06)-6308-3112 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 岩本 広沢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金28円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

事業拡張積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、重盛徹志、高橋良典、松原義幸、飯森 龍、相川勝之助、金井隆生、竹内 徹、池田俊雄、服部雅夫、天本太郎、手島 肇を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山岸和彦を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、西出智幸を選任する。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止にともなう退職慰労金打切り支給の件

役員退職慰労金の廃止にともない、第2号議案が承認可決された場合に再任する取締役11名のうち10名、ならびに第3号議案が承認可決された場合に再任する監査役1名および現任の監査役2名に対して、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を、当社所定の基準に従い相当額の範囲で打切り支給をおこなう。なお、支給の時期については、各取締役および各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役）に対して、新たに譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給する。

譲渡制限付株式付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額5千万円以内とし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年35,000株以内とする。

なお、上記報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。

また、対象となる各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	111,657	375	-	(注)1	(注)3 可決 99.7
第2号議案				(注)2	(注)3
重盛 徹志	85,197	26,835	-		可決 76.1
高橋 良典	85,612	26,420	-		可決 76.4
松原 義幸	111,661	371	-		可決 99.7
飯森 龍	111,661	371	-		可決 99.7
相川 勝之助	111,661	371	-		可決 99.7
金井 隆生	111,661	371	-		可決 99.7
竹内 徹	111,660	372	-		可決 99.7
池田 俊雄	112,004	28	-		可決 99.9
服部 雅夫	112,004	28	-		可決 99.9
天本 太郎	111,995	37	-		可決 99.9
手島 肇	111,984	48	-		可決 99.9
第3号議案				(注)2	(注)3
山岸 和彦	112,005	27	-		可決 99.9
第4号議案				(注)2	(注)3
西出 智幸	112,004	28	-		可決 99.9
第5号議案	111,139	481	412	(注)1	(注)3 可決 99.6
第6号議案	111,925	107	-	(注)1	(注)3 可決 99.9

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数を加算しておりません。

以上